平成２６年（フ）第２０５３号
大阪市大正区北村３丁目７番２―807号
破産者　株式会社アドプロ
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８３２号
大阪市天王寺区生玉前町２番21号
破産者　タカラ食品株式会社
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１４７号
大阪府枚方市長尾家具町３丁目３番地の２
破産者　株式会社大阪サンエッチ
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３６２号
大阪府岸和田市野田町１―８―28
破産者　株式会社ヨーキメイクス
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３９７号
大阪市天王寺区大道１丁目９番11号
破産者　有限会社石喜石材
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４９０号
大阪市天王寺区生玉町２番10号　戎フルール谷九601号
破産者　有限会社デザイン・フォーラム
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６２６号
大阪市中央区南久宝寺町１丁目３番６号
破産者　ｋ・ｔ．ｄｒｅａｍ株式会社
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
北九州市八幡東区宮の町１丁目８番８号
破産者　丸山　隆裕
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２１５号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4151―18
破産者　株式会社未来総研
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２１０号
沖縄県那覇市おもろまち４丁目９番２号
破産者　株式会社ＡＢＣ沖縄
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２１６号
愛知県西尾市吉良町吉田大切間２番地６
破産者　株式会社サティスファクション
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２３２号
三重県津市高茶屋７丁目８番12号　コーポ旭103号室、前住所三重県津市雲出本郷町1504番地６
破産者　北場くるみ（旧姓本間）
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９０号
三重県鈴鹿市長太旭町４丁目16番21号
破産者　イシダ工業こと　石田　政嗣
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２２号
三重県桑名市東正和台２丁目11番地の９
破産者　有限会社ウィルサンズポケット
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第７０号
三重県四日市市羽津中１丁目５番28号
破産者　川瀬　真樹
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
三重県いなべ市員弁町畑新田250番地２
破産者　松村　千尋
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第５１９号
京都市北区紫野上築山町36番地、商業登記簿上の本店所在地京都市北区大北山原谷乾町107番地の22
破産者　有限会社ジオシステム
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７５２号
京都市東山区西之門町557
破産者　有限会社Ｔｒｉｓｈ　ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５８号
兵庫県たつの市揖保川町片島906番地の85
破産者　有限会社ツツミ
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第２１２号
和歌山県海南市船尾704番地
破産者　有限会社ユー・アイ
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５７号
愛媛県松山市南斎院町1247番地１
破産者　川口　恵司
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部